

2 高齢者福祉行政施策の基本方向

(1) 高齢者施策の方向性

我が国においては、高齢化が急速に進行しており、本県においても 2015 年には 4 人に 1 人が、2025 年にはおよそ 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる時代を迎えることが予測されています。

本格的な高齢社会の到来を目前に控え、高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現していくことが県及び市町村の重要な課題です。

このような高齢者を取り巻く社会状況の変化や高齢社会をめぐる重要な課題に対して、県では、市町村計画を踏まえた、総合的な保健福祉サービス供給体制の整備を広域的見地から推進するための基本となる高齢者保健福祉計画を策定しています。

(2) 福岡県高齢者保健福祉計画

少子高齢化が進行する中で、経験豊かな高齢者の方々の活躍が必要とされています。

また、介護が必要な状態やひとり暮らしになっても、必要な保健・医療・介護・福祉サービスや生活支援サービスなどが安心して受けられるようにすることが求められています。

県では、このような視点から、県民各層の代表者や有識者の意見をいただき、第 8 次の「高齢者保健福祉計画（平成 30 年 3 月策定）」を見直し、第 9 次「高齢者保健福祉計画」を策定しました。

本計画は、「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念とするものであり、市町村をはじめ、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、この計画を推進しています。

ア 計画期間

第 9 次高齢者保健福祉計画は、令和 3 年度を初年度とし、令和 5 年度を目標年度とする 3 か年の計画です。

イ 計画の柱

- (ア) 高齢者が元気で活躍する 70 歳現役社会づくり
- (イ) 高齢者になっても安心して住み続けられる地域づくり
～地域包括ケアシステムの構築～
- (ウ) 高齢者等の尊厳が尊重される社会づくり
- (エ) 高齢者等が安全で健やかに生活できる地域づくり
- (オ) 高齢者を支える医療・介護サービスの確保
- (カ) 介護人材の確保・定着、資質の向上

ウ 保健福祉圏域の設定

医療や介護を必要とする高齢者に対し、適切かつ総合的に保健・医療・介護・福祉サービスを提供できるようにするためには、各市町村において、日常生活圏域ごとの状況を踏まえながら、サービス供給体制を確保していく必要がありますが、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設サービスについては、広域的な調整を図りながら、供給体制を整備していく必要があります。

このため、本県では、市町村の区域を越えた高齢者保健福祉圏域を設定しています。

高齢者保健福祉圏域については、保健・医療・介護（福祉）の連携を図る観点から、「福岡県保健医療計画」（平成 30 年 3 月）に基づく二次保健医療圏と同じ圏域とし、県内に 13 の圏域を設定しています。